

調査報告

事業場におけるパートタイム労働者の定期健康診断実施状況

佐藤 ゆき, 岩切 一幸, 佐々木 毅, 吉川 徹, 高橋 正也

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所

抄録：目的：パートタイム労働者数は年々増加し労働力の確保において欠かせない存在になってきていることから、その健康確保は今後の重要な課題である。そこで本研究ではパートタイム労働者の健康管理の一つである一般定期健康診断（定期健診）の実施状況について検討した。**対象と方法：**郵送によるアンケート調査を産業（業種）および事業場規模別の層化抽出法により全国14,000事業場を無作為抽出して実施した。解析は回収数4,718件から、不備を除いた4,652件（有効回収率：33.2%）を対象とし、パートタイム労働者は一般社員の所定労働時間の3/4以上（区分1）、同1/2以上・3/4未満（区分2）、同1/2未満（区分3）に分類した。**結果：**定期健診の実施率は正社員では97.2%であった。しかし、パートタイム労働者では所定労働時間が短いほど実施率が低く、区分3の者では32.2%であった。また、事業場規模が小さいほど定期健診の実施率は低く29人以下の事業場の区分3の者では27.9%と最小であった。更に、事業主による費用の全額負担の割合は正社員（93.7%）に対し、区分1（90.5%）、区分2（87.7%）、区分3（85.0%）とも低かった。**考察と結論：**事業場での定期健診実施率はパートタイム労働者の所定労働時間が短く、また事業場規模が小さいほど低かった。事業場における労働形態の多様化を踏まえ、定期健診のあり方を含む健康確保策対策の拡充が必要と思われた。

(産衛誌 2021; 63(6): 310-318)

doi: 10.1539/sangyoeisei.2020-051-E

キーワード：Part-timers, Medical health check-up, Workplaces

2020年12月11日受付；2021年1月14日受理

J-STAGE 早期公開日：2021年2月11日

連絡先：佐藤ゆき 〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所

Correspondence to: Yuki Sato, National Institute of Occupational Safety and Health, Japan, Nagao 6-21-1, Tama-ku, Kawasaki, Kanagawa, 214-8585, Japan

(e-mail : sato-y@h.jniosh.johas.go.jp)

1. はじめに

パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託と呼ばれる非正規雇用労働者は、令和元年において労働人口の約38.3%（2,165万人/5,660万人）を占めていた¹⁾。そのうちパートタイム労働者は平成26年に946万人であったが、令和元年には1,047万人となり過去5年間で101万人も増加している。労働力の確保においてパートタイム労働者は欠かせない存在になってきており、当該労働者に対する健康管理は事業場にとって今後重要な課題である。

労働者の健康状態を把握する手段としては事業場が実施する健康診断がある^{2,3)}。労働安全衛生法第66条に基づく一般定期健康診断（以下「定期健診」）は「常時使用する労働者」を対象とし実施することになっている。この「常時使用する労働者」とは、1週間の所定労働時間数が当該事業場において、同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の3/4以上であることとなっている。法令上の実施規定はないものの、正社員の週所定労働時間の1/2以上、3/4未満働く（無期契約もしくは契約期間が1年以上の有期契約）パートタイム労働者に対しては、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年6月18日法律第76号）」第12条において、実施が望ましいとされている。また、正社員の週所定労働時間の1/2未満の労働時間の労働者には定期健診の実施根拠規定はない。ゆえにこれらの規定によってパートタイム労働者間でもその労働条件により事業場での定期健診実施状況に差が生じることが推測される。事業場における労働者への定期健診等の実施状況については、これまで労働者健康状況調査で把握されておりパートタイム労働者間での差がみられたものの、平成24年以降は十分に現状が把握されていない⁴⁾。そこで本研究では労働者の健康確保を図る施策の検討にあたり、増加傾向にあるパートタイム労働者における定期健診の実施状況について明らかにすることを目的にアンケート調査を実施した。

2. 調査方法

1) 調査対象

調査は全国の14,000事業場を対象に質問紙による郵送にて実施した。記入は対象事業場の労働衛生に係る業務担当者に依頼した。調査対象は企業データベースに登録(Musubu, Baseconnect 株式会社, 令和2年1月時点登録数1,025,642社)し、17産業大分類に該当しかつ従業者数10人以上を雇用する全国の民営事業場から抽出した。抽出方法は産業分類、事業場規模別の層化抽出法により選定し、各層の抽出比率は平成30年労働安全衛生調査(実態調査)⁵⁾に準じた。

(i) 産業分類

産業分類は日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づく次の17産業大分類「農業、林業(林業に限る)」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業・小売業」、「金融業・保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス、娯楽業」、「教育・学習支援業」、「医療・福祉」、「複合サービス業」、「サービス業(他に分類されないもの)」とした。

(ii) 事業場規模区分

事業場規模区分は当該企業データベースの1,000人以上、300~999人、100~299人、50~99人、30~49人、10~29人の6区分で事業場を選定し、解析では各事業場からの従業員数の回答に基づき、上記6区分に再分類した。

2) 調査内容

調査内容は事業場に関する事項(業種、事業場規模)、定期健診に関する事項等で構成した。そのうち、本稿では定期健診に関する事項のみ取り上げる。定期健診に関する事項については過去1年間(平成30年12月1日から令和元年12月1日まで)の状況を就業形態別および所定労働時間別に設問した。

定期健診に関する設問は次のとおり:「貴事業所では過去1年間(平成30年12月1日から令和元年12月1日まで)において社員を対象とした定期健康診断を実施しましたか」, 回答選択肢:「実施した」、「対象者はいるが実施していない」、「対象者がいない」。前設問に「実施した」との回答した場合のみ回答を要する質問:①対象者となる社員は何人ですか, 回答形式:数字記入, ②「定期健康診断の費用は誰が負担しましたか」, 回答選択肢:「事業主が全額負担」、「事業主が一部負担」、「労働者が全額負担」。調査票では以下の就業形態の定義別に回答する形式とした。調査票全体の構成は報告書⁶⁾に掲載しており本

稿では一部抜粋し付表に示す。就業形態に関する用語は次のように定義した。「正社員」:フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者(定年まで雇用される者も含む)、「パートタイム社員」:一般社員(フルタイム勤務で基幹業務を行う労働者)より1日の所定労働時間が短いまたは1週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。さらにパートタイム社員については所定労働時間により以下の3つに区分した:(区分1)一般社員の所定労働時間の3/4以上働くパートタイム社員,(区分2)同上3/4未満・1/2以上働くパートタイム社員,(区分3)同上1/2未満働くパートタイム社員。

3) 調査期間

調査期間は2020年(令和2年)2月6日から2月20日の2週間とし、調査事項への回答対象時期は2019年(令和元年)12月1日時点とした。回収数は4,718件(回収率33.7%)で、規模別・産業別の調査票回収状況を表1に示す。解析対象は回答不備66件を除外した4,652件(有効回答率33.2%)とした。回答不備対象は事業場に関する項目以外、アンケートの主項目にすべて無回答である場合とした。

標本および解析集団の規模別、産業別分布状況を図1および図2に示す。調査対象14,000件のサンプリング(標本集団)の分布に対して、解析集団の分布に最も乖離があったのは、規模別では「10~29人」の事業場(乖離9.2%)、産業区分では「宿泊業、飲食サービス業」(同4.7%)であったが、概して一様の傾向を示した。

3. 結果

1) 定期健康診断の実施状況

事業場における定期健診の受診対象がいると回答した事業場数について表2に示す。本調査において定期健診の対象となるパートタイム社員がいると回答した事業場の割合は、その区分毎に区分1は41.9%、同区分2は41.4%、同区分3は33.9%であった。その割合は事業場規模により差があった。事業場における定期健診の対象となる社員への実施率(過去1年間に社員に定期健診を実施した事業場の割合)を表3に示す。就業形態別では正社員への実施率は97.2%、パートタイム社員区分1は83.8%、同区分2は51.5%、同区分3は32.3%であり、パートタイム社員の所定労働時間が短くなるほど実施率は低かった。事業場の規模別にみると規模が小さくなるほど実施率が低くなり、就業形態や所定労働時間別でも同様の傾向が示された。規模別実施率の幅は区分1で79.1~100.0%、区分2で47.8%~75.0%、区分3で29.9%~50.0%であり、事業場の規模によって約20ポイン

表 1. 規模別・産業別の調査票回収状況

	1,000人以上			300~999人			100~299人			50~99人			30~49人			29人以下			合計		
	送付	回収	(%)	送付	回収	(%)	送付	回収	(%)	送付	回収	(%)	送付	回収	(%)	送付	回収	(%)	送付	回収	(%)
農業, 林業 (林業に限る)	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1	0	(0.0)	2	0	(0.0)	12	8	(66.7)	15	8	(53.3)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1	0	(0.0)	5	2	(40.0)	6	2	(33.3)
建設業	1	0	(0.0)	3	2	(66.7)	20	12	(60.0)	57	32	(56.1)	117	58	(49.6)	767	300	(39.1)	965	404	(41.9)
製造業	8	3	(37.5)	44	9	(20.5)	155	68	(43.9)	233	80	(34.3)	288	119	(41.3)	1,090	375	(34.4)	1,818	654	(36.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	—	1	0	(0.0)	4	1	(25.0)	6	1	(16.7)	5	1	(20.0)	15	8	(53.3)	31	11	(35.5)
情報通信業	2	0	(0.0)	9	3	(33.3)	29	6	(20.7)	38	9	(23.7)	44	12	(27.3)	142	42	(29.6)	264	72	(27.3)
運輸業, 郵便業	1	1	(100.0)	8	4	(50.0)	61	22	(36.1)	123	42	(34.1)	172	74	(43.0)	511	180	(35.2)	876	323	(36.9)
卸売業, 小売業	2	1	(50.0)	13	2	(15.4)	108	39	(36.1)	245	77	(31.4)	398	142	(35.7)	2,685	853	(31.8)	3,451	1,114	(32.3)
金融業, 保険業	1	1	(100.0)	4	1	(25.0)	15	2	(13.3)	42	15	(35.7)	90	30	(33.3)	355	120	(33.8)	507	169	(33.3)
不動産業, 物品賃貸業	0	0	—	2	1	(50.0)	9	2	(22.2)	16	3	(18.8)	30	10	(33.3)	208	58	(27.9)	265	74	(27.9)
学術研究, 専門・技術サービス業	1	1	(100.0)	5	0	(0.0)	18	6	(33.3)	30	11	(36.7)	44	15	(34.1)	241	70	(29.0)	339	103	(30.4)
宿泊業, 飲食サービス業	1	0	(0.0)	3	1	(33.3)	21	5	(23.8)	83	19	(22.9)	230	60	(26.1)	1,313	322	(24.5)	1,651	407	(24.7)
生活関連サービス業, 娯楽業	0	0	—	2	0	(0.0)	14	8	(57.1)	49	15	(30.6)	84	28	(33.3)	405	133	(32.8)	554	184	(33.2)
教育, 学習支援業	1	1	(100.0)	6	2	(33.3)	19	3	(15.8)	37	15	(40.5)	62	21	(33.9)	290	88	(30.3)	415	130	(31.3)
医療, 福祉	4	0	(0.0)	24	5	(20.8)	99	37	(37.4)	205	74	(36.1)	290	126	(43.4)	1,262	470	(37.2)	1,884	712	(37.8)
複合サービス事業	0	0	—	3	2	(66.7)	10	3	(30.0)	8	4	(50.0)	6	2	(33.3)	86	29	(33.7)	113	40	(35.4)
サービス業	2	2	(100.0)	21	5	(23.8)	80	33	(41.3)	108	39	(36.1)	136	59	(43.4)	499	173	(34.7)	846	311	(36.8)
合計	24	10	(41.7)	148	37	(25.0)	662	247	(37.3)	1,281	436	(34.0)	1,999	757	(37.9)	9,886	3,231	(32.7)	14,000	4,718	(33.7)

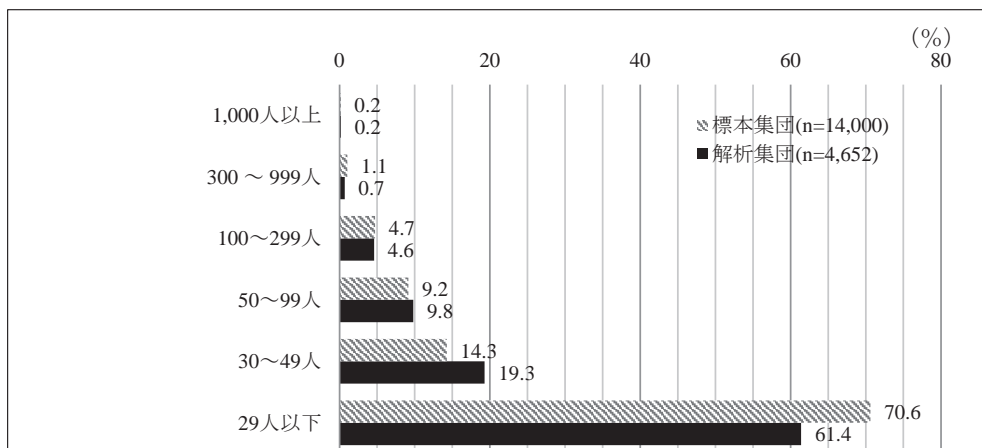


図 1. 事業場規模別の解析対象の分布

トの実施率差が生じていた。また就業形態・労働時間区分による実施率差について正社員と区分1, また区分1と定期健診の実施が望ましいとされている区分2との間の差分を算出した。その結果, 正社員と区分1との間では13.4ポイントの実施率差, 区分1と区分2では32.3ポイントの実施率差が認められた。規模が小さくなるほど正社員と区分1および区分1と区分2の間の差分が大きくなる傾向が示された。

健診対象としている従業員数をもとに定期健診実施状況을乘じ, 受診率を算出した(表4)。今回の調査事業場における定期健診の対象となっているパートタイム社員の合計は23,880人, そのうち定期健診が実施された人数

は20,026人, 受診率83.9%と推定された。また社会保険の加入条件の従業員数ラインが500人であることから, 事業場規模500人以下と501人以上に分けて受診率を算出した。その結果, 501人以上の事業場では定期健診受診率は正社員およびパートタイム社員ともに100%, 500人以下の事業場では正社員が99.8%, パートタイム社員の合計が83.0%であった。パートタイム社員の区分ごとの定期健診受診率は, 区分1が96.6%, 区分2が82.4%, 区分3が59.0%と所定労働時間が短いパートタイム社員ほど低かった。

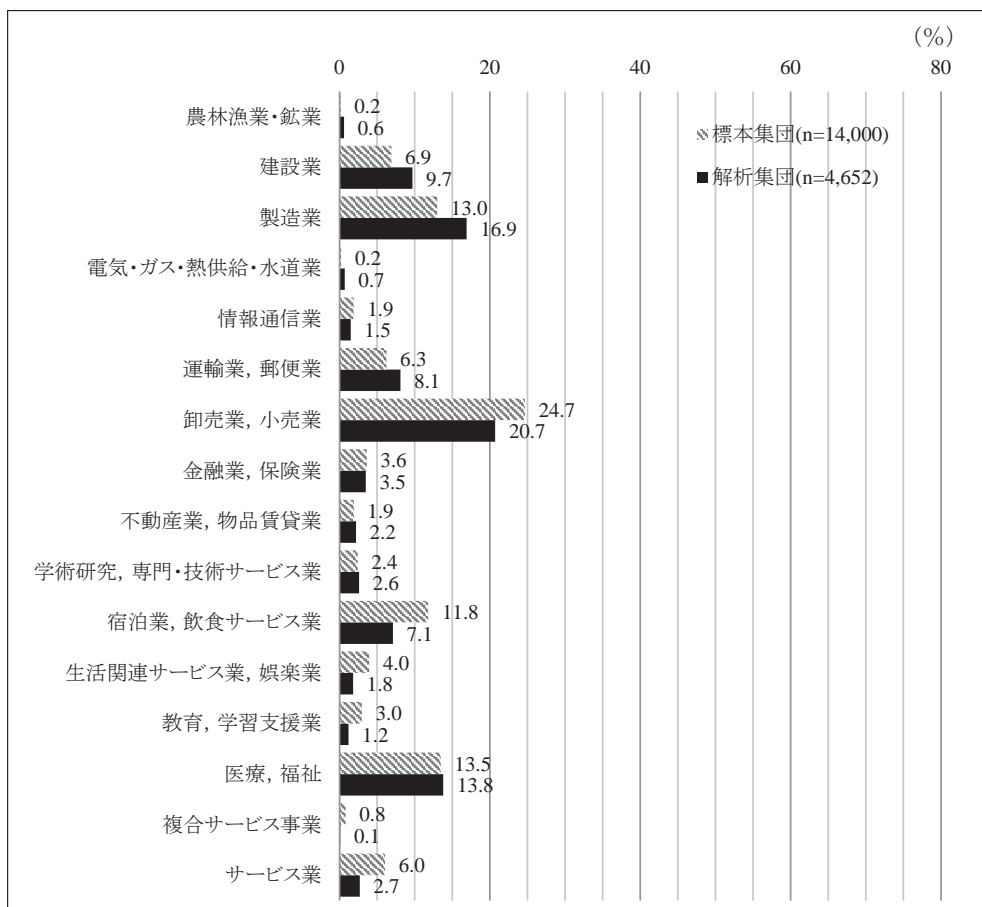


図2. 産業別の解析対象の分布

表2. 定期健康診断の受診対象がいると回答した事業場数

事業場規模	事業場計	正社員	パートタイム社員*		
			区分1	区分2	区分3
1,000人以上	9	9 (100.0)	7 (77.8)	8 (88.9)	6 (66.7)
300~999人	33	33 (100.0)	25 (75.8)	20 (60.6)	20 (60.6)
100~299人	213	212 (99.5)	151 (70.9)	125 (58.7)	94 (44.1)
50~99人	455	451 (99.1)	303 (66.6)	289 (63.5)	205 (45.1)
30~49人	900	889 (98.8)	438 (48.7)	461 (51.2)	373 (41.4)
29人以下	2,855	2,817 (98.7)	989 (34.6)	986 (34.5)	846 (29.6)
全体	4,652	4,585 (98.6)	1,949 (41.9)	1,928 (41.4)	1,579 (33.9)

事業場件数と割合 (%) を示す。

事業場規模未回答については表から除く。

※区分1：正社員の所定労働時間の3/4以上働くパートタイム社員

区分2：同上1/2以上、3/4未満働くパートタイム社員

区分3：同上1/2未満働くパートタイム社員

2) 定期健康診断の費用負担状況

就業形態別の費用負担状況を表5、事業場規模別の状況を図3に示す。事業主が全額負担をしている事業場は正社員とパートタイム社員区分1で約9割（それぞれ

93.7%、90.5%）を超えていた。同区分2と同区分3では約8割（それぞれ87.7%、85.0%）であった。事業場規模別には規模が小さくなるほど費用は事業場が一部負担もしくは労働者が全額負担する割合が増えていた。所定労

表 3. 事業場における定期健康診断の実施状況

事業場規模	正社員 (%)	パートタイム社員 [※] (%)			実施率差分 (%)	
		区分 1	区分 2	区分 3	(正社員-区分 1)	(区分 1-区分 2)
1,000人以上	100.0	100.0	75.0	33.3	(0.0)	(25.0)
300~999人	100.0	100.0	65.0	50.0	(0.0)	(35.0)
100~299人	99.1	95.4	62.4	38.3	(3.7)	(33.0)
50~99人	99.1	89.8	53.3	36.6	(9.3)	(36.5)
30~49人	98.2	86.8	55.3	39.1	(11.4)	(31.5)
29人以下	96.7	79.1	47.8	27.9	(17.6)	(31.3)
全体	97.2	83.8	51.5	32.2	(13.4)	(32.3)

事業場規模未回答については表から除く。

※区分 1：正社員の所定労働時間の3/4以上働くパートタイム社員

区分 2：同上1/2以上, 3/4未満働くパートタイム社員

区分 3：同上1/2未満働くパートタイム社員

表 4. 事業場における定期健康診断の受診率^{※1}

就業形態	事業場規模								
	全体			501人以上			500人以下		
	未受診	受診	(%)	未受診	受診	(%)	未受診	受診	(%)
正社員									
合計	239	122,935	(99.8)	0	15,759	(100.0)	239	107,176	(99.8)
パートタイム社員 ^{※2}									
区分 1	348	10,601	(96.8)	0	715	(100.0)	348	9,886	(96.6)
区分 2	1,180	5,937	(83.4)	0	408	(100.0)	1,180	5,529	(82.4)
区分 3	2,326	3,488	(60.0)	0	134	(100.0)	2,326	3,354	(59.0)
合計	3,854	20,026	(83.9)	0	1,257	(100.0)	3,854	18,769	(83.0)

各社の「定期健診の対象者の実数」に「実施状況」を掛け合わせ、受診人数と未受診人数（健診対象であるが受診していない人数）を算出。

※ 1 (算出した受診人数) / (算出した受診人数 + 算出した未受診人数) × 100

※ 2 区分 1：正社員の所定労働時間の3/4以上働くパートタイム社員

区分 2：同上1/2以上, 3/4未満働くパートタイム社員

区分 3：同上1/2未満働くパートタイム社員

表 5. 定期健康診断の費用負担状況

就業形態	事業場数 ^{※1}	費用負担					
		事業主が全額負担		事業主が一部負担		労働者が全額負担	
		n	(%)	n	(%)	n	(%)
正社員							
合計	4,458	4,177	(93.7)	202	(4.5)	37	(0.8)
パートタイム社員 ^{※2}							
区分 1	1,633	1,478	(90.5)	77	(4.7)	13	(0.8)
区分 2	992	870	(87.7)	49	(4.9)	17	(1.7)
区分 3	508	432	(85.0)	34	(6.7)	13	(2.6)
合計	3,133	2,780	(88.7)	160	(5.1)	43	(1.4)

費用負担の設問に無回答については表から除く。

※ 1 各就業形態について定期健診を実施した事業場数

※ 2 区分 1：正社員の所定労働時間の3/4以上働くパートタイム社員

区分 2：同上1/2以上, 3/4未満働くパートタイム社員

区分 3：同上1/2未満働くパートタイム社員

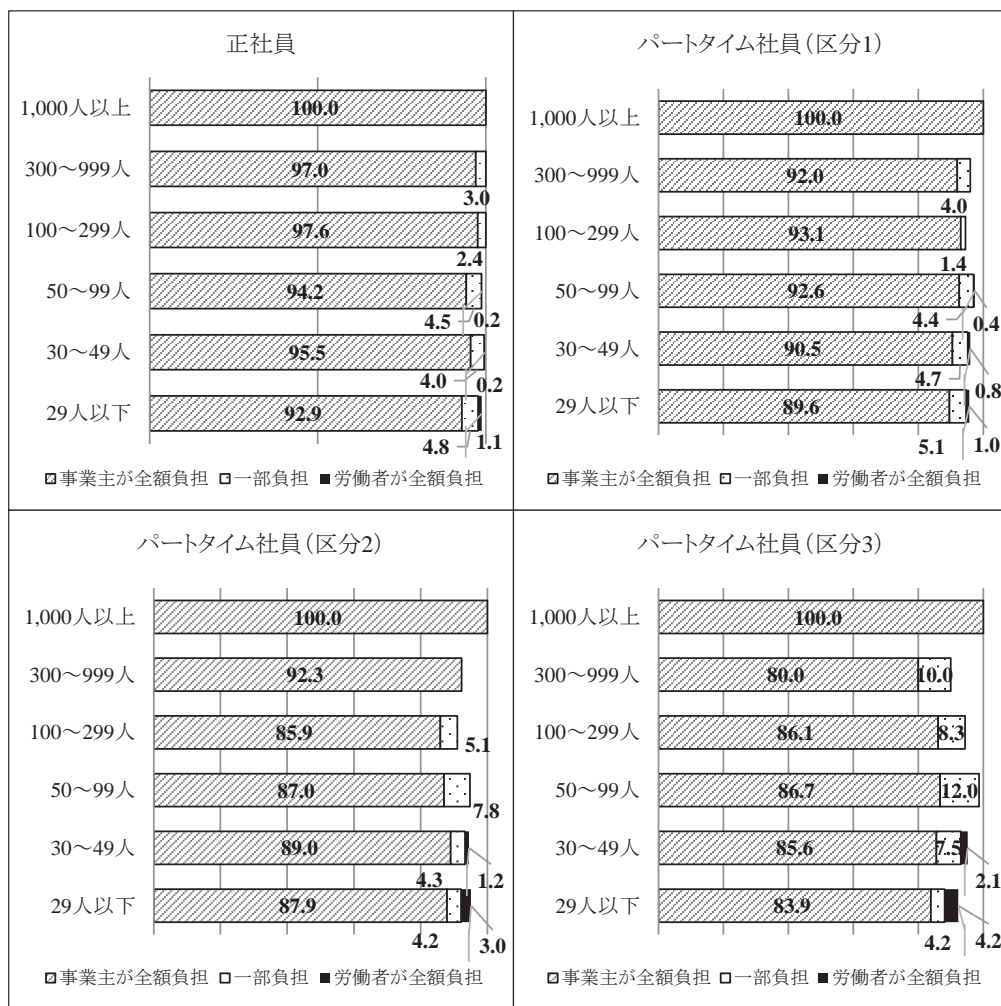


図3. 就業形態別・事業場規模別の定期健康診断の費用負担状況
 各事業場規模における割合(%)を示す。無回答があるため合計が100%に満たない場合がある。
 区分1：正社員の所定労働時間の3/4以上働くパートタイム社員
 区分2：同上1/2以上、3/4未満働くパートタイム社員
 区分3：同上1/2未満働くパートタイム社員

働時間が短く事業所規模が小さい事業場のパートタイム社員は、定期健診の費用を自己負担としている割合が高かった。

4. 考察

本調査では事業場の約97%が定期健診を実施していることが示された。一般定期健康診断に関する法令・通達では、契約期間が1年以上の有期契約もしくは無期雇用のパートタイム労働者において、一般社員の週所定労働時間が3/4以上の者には定期健診を実施する義務があるとされている。同上1/2以上・3/4未満では、法令上の実施義務規定は無いが「短時間労働者の雇用管理の改善等に

関する法律の施行について」(平成5年12月1日基発第663号)により実施が望ましいとされている。同上1/2未満では、現在のところ実施根拠規定がない。本調査では実施義務とされている一般社員の週所定労働時間が3/4以上のパートタイム労働者に対する事業場の実施率は約8割(83.8%)であったが、実施が望ましいとされる同上1/2以上・3/4未満のパートタイム労働者に対しての実施率は約半数(51.5%)に留まった。さらに法令上実施義務のない同上1/2未満のパートタイム労働者に対しての実施率は約3割(32.3%)となった。

平成24年労働者健康状況調査結果⁴⁾と本調査結果の数値を比較すると「正社員」,「一般社員の所定労働時間の3/4以上働くパートタイム社員」,「同1/2以上・3/4未満働

くパートタイム社員」に対する定期健診の実施割合は、今回の調査の方が高くなっている。特に「一般社員の所定労働時間の3/4以上働くパートタイム社員」への実施率は11ポイント増となっていた。パートタイム社員間の所定労働時間による実施率の差は両調査で共通してみられているが、本調査ではさらにその差が大きくなっている。また、健診受診率は事業場規模が小さくなると低いこと、所定労働時間が短いパートタイム社員になるほど低いことが示され、健診の実施率と受診率は連動する傾向があった。他の調査からも同様の報告がされている⁷⁾。健診受診率を高めるためにも受診機会を拡大すること、すなわち実施率を上げることが重要にもなってくる。また、定期健診の費用負担についてもパートタイム労働者間で所定労働時間区分によって異なり、1/2未満のパートタイム労働者では自身による負担割合が高くなっている。定期健診の実施とともに、パートタイム労働者に対しては費用的な支援についても改善の余地があると思われる。

本調査では、一般健康診断のうちの定期健診に注目し調査を行ったが、それ以外の健康診断の実施状況は調査を行っていない。職場における健康診断は労働者の健康状態を把握するための基本となる健康管理対策であり、労働者個人にとっては疾病の早期発見、健康確保のための健康意識の向上等の意義があり、事業者にとっては健全な労働力確保のため、医師の意見を勘案した上で、労働者が当該作業に従事して良いか（就業の可否）、当該作業に引き続き従事して良いか（適性配置）などを判断するためのものである^{2,3)}。そのため、一般健康診断には定期健康診断以外に雇入時健康診断、特定業務従事者の健康診断などが規定されている。今回の調査ではそれらの実施状況は明らかにできていないが、これらの一般健康診断についてもパートタイム労働者への実施率が低い可能性があり、今後の調査が望まれる。また、健康診断は、健康状況の経時的変化を含めて総合的に把握した上で労働者が常に健康に働けるよう、それぞれの労働者に対して保健指導、作業管理あるいは作業環境管理にフィードバックして行く必要があり、一般定期健康診断の機会を失っているパートタイム労働者の健康確保の視点からも、その適用範囲や運用方法について検討が必要であろう。

本調査の限界点としては回収率が約33%であることがあげられる。他の類似の事業場調査⁷⁾でも約25%にとどまっており、全体の回収率確保は事業場調査における今後の課題であろう。本調査において事業場規模別の回収率は300~999人規模で25%と低いが、事業規模が小さくなくても同等の回収率であった。ゆえに事業場規模別比較の結果に対して回収率による誤差は大きくないと推測される。本調査では未提出事業場への督促および労働安全衛生総合研究所ホームページで本調査の周知を行い回収率向上に努めており、また新型コロナウイルス感染症

による影響は2月初頭の調査ゆえ少ないと思われる。

本調査では平成24年以降十分に把握されていなかった事業場におけるパートタイム労働者の定期健診実施状況を明らかにすることができた。正社員とほぼ同等に働くパートタイム社員の定期健診実施率については、法律の改正（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」平成5年12月1日基発第663号）も伴い改善傾向にある。しかし、パートタイム社員でも所定労働時間の短い者ほど定期健診実施率が低く、健診費用の自己負担があり、事業場における労働者の健康管理について改善すべき課題が残っていた。パートタイム・有期雇用労働法が2020年4月1日より施行され、また中小企業においては2021年4月1日より施行されることになっている。パートタイムで働く労働者が増加傾向にある中、事業場における労働形態の多様化とともに、事業場規模および所定労働時間の区分によらないパートタイム労働者の健康管理体制の普及・推進が必要と思われる。

謝辞：本研究は独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所が行政要請研究として実施した令和元年度「労働者の健康確保対策に関する全国調査（事業場調査）」の一部を再構成し、加筆等をおこなった。

利益相反自己申告：申告すべきものなし

文 献

- 1) 総務省. 労働力調査（詳細集計）2019年（令和元年）平均結果. 2020年2月14日公表. [Online]. 2020 [cited 2020 Nov 2]; Available from: URL: <https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/dt/index.html>
- 2) 厚生労働省. 健康診断に基づく健康確保政策. 国民衛生の動向, 2019;66:333.
- 3) 伊藤直人, 吉田彩夏, 森 晃爾. 特定業務従事者健康診断の実施対象となる業務とその基準に関する歴史の変遷. 産業衛生学雑誌. 2020;62:1-12.
- 4) 厚生労働省. 平成24年労働者健康状況調査. [Online]. 2013 [cited 2020 Dec 7]; Available from: URL: <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/h24-46-50.html>
- 5) 厚生労働省. 平成30年労働安全衛生調査（実態調査）. [Online]. 2019 [cited 2020 May 1]; Available from: URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>
- 6) 佐藤ゆき, 佐々木毅, 岩切一幸, 高橋正也, 吉川 徹. 労働者の健康確保対策に関する調査（事業所調査）. 令和元年度行政要請研究報告書, 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所. 2020年6月.
- 7) 平成26年度厚生労働省委託事業. パートタイム労働者等の健康管理事業調査報告書. 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社. 平成27年3月.

付表. 調査票（定期健康診断実施に関する設問）

健康確保対策に関する事項

(1) 貴事業所では、過去1年間（平成30年12月1日から令和元年12月1日まで）において、正社員を対象とした定期健康診断を実施しましたか。

1. 実施した
 2. 対象者（正社員）はいるが、実施していない
 3. 対象者（正社員）がいない

「1. 実施した」と回答した場合のみ、以下の①、②についてもお答え下さい。

①対象者となる正社員は何人ですか。（ ）人

（定期健康診断の受診の有無に関わらず、対象となる正社員数を回答ください）。

②定期健康診断の費用は誰が負担しましたか。

1. 事業主が全額負担
 2. 事業主が一部負担
 3. 労働者が全額負担

各設問の「正社員」の箇所を下記用語に置き換えて同様の内容で構成

- ・「パートタイム社員（一般社員の所定労働時間の4分の3以上働く方）」
- ・「パートタイム社員（一般社員の所定労働時間の2分の1以上、4分の3未満働く方）」
- ・「パートタイム社員（一般社員の所定労働時間の2分の1未満働く方）」

Current status of annual health check-ups for part-time employees in Japan

Yuki SATO, Kazuyuki IWAKIRI, Takeshi SASAKI, Toru YOSHIKAWA and Masaya TAKAHASHI

National Institute of Occupational Safety and Health, Japan

Abstract: Objectives: The number of part-time staff is increasing every year, and they are becoming very essential in completing the workforce. Healthcare and assurance for part-timers will be an important issue in the future. The purpose of our study was to collect recent data and examine the status of health management for part-time employees in workplaces. **Methods:** We administered a questionnaire to part-time staff at 14,000 workplaces that were randomly selected from a nationwide list of workplaces. Of the 4,718 respondents, 4,652 valid cases were analyzed. Part-timers were classified as those working more than 3/4 (Category 1), more than 1/2 and less than 3/4 (Category 2), and less than 1/2 (Category 3) of the routine working hours of full-time employees. **Results:** A total of 97.2% of workplaces conducted regular medical health check-ups (medical check-ups) for full-time employees. The percentage of workplaces conducting medical check-ups for part-timers was lower as their working hours were fewer; only 32.2% of workplaces conducted medical check-ups for Category 3 part-timers. The percentages were lower for smaller workplaces, and workplaces with 29 or fewer employees had the lowest percentage for Category 3 part-timers (27.9%). The percentage of employers bearing the full cost of medical check-ups was lower for Category 1 (90.5%), 2 (87.7%), and 3 (85.0%) part-timers than that for full-time employees (93.7%). **Conclusions:** The rate of regular medical check-ups in workplaces was lower for part-timers, as their working hours were shorter, and workplaces were smaller. Expanding health management in workplaces may be necessary owing to the diversity in working styles.

(Sangyo Eiseigaku Zasshi 2021; 63: 310–318)